明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日

東京都港区赤坂七丁目九番七号

アーツ株式会社

代表取締役　松本　和明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日

東京都台東区池之端一丁目二番一八号

桜井株式会社

取締役社長　佐々木謙二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日

福井市西開発一丁目二五〇三番地一

株式会社合同経営会計事務所

代表取締役　三田　浩二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日

岐阜県多治見市滝呂町二丁目六六番地

株式会社シバタ

代表清算人　柴田　憲夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日

京都市東山区問屋町通り正面上る鍵屋町四八五番地

津田電線株式会社

代表取締役　津田　幸平

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日

広島市中区広瀬北町二番二四号

広島トヨタ自動車株式会社

代表取締役　藤井　一裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日

広島市西区商工センター二丁目一六番一〇号

トヨタエルアンドエフ広島株式会社

代表取締役　藤井　開三

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年七月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年六月八日

山口県下関市幡生宮の下町二八番一五号

日繊産業株式会社

代表取締役　渡邉　義和

限定承認公告

本籍和歌山県紀の川市粉河一七六七番地、最後の住所和歌山県紀の川市粉河一七四七番地

被相続人　亡　楠　武男

右被相続人は平成二十八年一月二日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

東京都足立区綾瀬一丁目三四番七の六〇一号

相続財産管理人　小林　尚子

限定承認公告

本籍東京都江戸川区中央二丁目一番、最後の住所千葉県市川市新田一丁目一四番六―四〇三号（オリエンタル市川）

被相続人　亡　坂東　慎吾

右被相続人は平成二十七年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十一日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

東京都江戸川区中央二―一―一四―三〇八号

相続財産管理人　坂東　陽

限定承認公告

本籍埼玉県富士見市水谷東一丁目三〇九五番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目二八番二―八一二号　被相続人　亡　齊藤　辰男

右被相続人は推定平成二十八年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

東京都板橋区坂下三―三四―一七

相続財産管理人　齊藤　稔

限定承認公告

本籍神奈川県相模原市南区相南三丁目一四番、最後の住所神奈川県座間市相模が丘一丁目三三番九―八〇三号日神パレステージ相模が丘　被相続人　亡　皆川　保

右被相続人は平成二十八年二月一日死亡し、その相続人は平成二十八年五月二十四日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

神奈川県相模原市南区相模大野九丁目一九番二四号サンビレッヂ渋谷Ａ一〇一

相続財産管理人　猪野塚莉乃

限定承認公告

本籍広島県広島市安佐南区川内二丁目三番、最後の住所大阪府大阪市東淀川区菅原四丁目六番四―六〇四号　被相続人　亡　菅野　聖治

右被相続人は平成二十八年三月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

広島県広島市安佐南区川内二丁目三番一〇―一一号　限定承認者　菅野　敬子

限定承認公告

本籍香川県観音寺市栄町一丁目甲一三〇六番地一、最後の住所香川県観音寺市木之郷町四八八番地三〇　被相続人　亡　佐藤　博美

右被相続人は平成二十八年三月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十日高松家庭裁判所観音寺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

香川県観音寺市坂本町二丁目六番一七―五〇一号　ピュアハイツ観音寺Ⅱ

相続財産管理人　佐藤　孝祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億五千九百三十万円（但し、Ａ号優先出資については金十億五千九百三十万円、Ｂ号優先出資については金〇円）減少し、金六十七億三千七百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年五月二十日付官報の号外第一一一号一〇二頁に掲載されているとおりです。

平成二十八年六月八日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー

ＭＧアーク2特定目的会社

取締役　齊藤　修一

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一	上	九	「〔平成26年法律第68号〕」	「〔平成26年法律第68号〕」
七二		一五	文殊川	文珠川

◉号外　六月八日付第一二七号六四ページ
◉付録　五月官報目録一六ページ
ページ●同日付政府調達第一〇六号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）